



建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS) コスモス

山崎 弘志

建設業労働災害防止協会（略称、建災防）は、労働災害防止団体法に基づき、建設業における労働災害防止を図ることを目的とし、事業主及び事業主の団体を会員とし、昭和39年に設立、今日に至っている。

建災防は、建設業における労働災害防止対策として、建設業の特性に配慮した建設業が取組みやすい「建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS : コスモス) ガイドライン」* を策定・公表し、企業への同システム導入と普及を図ることを機関決定している。

COHSMS ガイドラインによるシステム化は、企業がこれまでに蓄積した安全衛生管理の情報・ノウハウを活かし、安全衛生水準の向上を図るという目的の達成のために、組織的・体系的に、安全衛生管理の仕事を最適にリードする仕組みづくりである。

COHSMS ガイドラインの策定の背景・位置付け・特徴・構築手順などを紹介するので、企業におかれても、COHSMS ガイドラインをベースにした安全衛生管理活動のシステム化に先進的に取組まれることをご期待する。

キーワード：COHSMS, 建設業, 労働安全衛生, PDCA, 危険有害要因の特定, システムの構築, 店社と作業所

1. COHSMS ガイドラインの策定の背景と国内外の位置付け

(1) COHSMS ガイドライン策定の背景

建設業は、昨今の経済不況や社会環境の変化の中で、コスト縮減、経営管理の確実性、効率化が求められ、また、社会的な信頼性、健全性の向上が求められている。

今後の、安全衛生管理活動は、企業、また、社会的にみて、より確実に、効率よく、しかも、計画的、継続的に推進することが必要になる。

この建設業の安全衛生管理活動には、次のような課題がある。

(a) 安全衛生管理のノウハウの十分な継承

建設業の安全衛生管理は、労働災害、事故が多発した時代から安全衛生管理業務に従事し、その後も長い年月をかけて労働災害防止に関する豊富な経験や知識を培い、安全衛生管理のノウハウを蓄積してきた専門家により支えられてきた。

しかしながら、安全衛生管理の専門家は、定年や、厳しい企業経営の中、離退職や配置転換により、その

仕事を去っており、安全衛生管理を企業内の専門家個人の知識、経験、管理のノウハウなどに頼ることが難しくなっている。

今後、企業組織は、これまでの安全衛生管理を後戻りさせることなく、これまでに培った安全衛生管理手法を確実に継承し、加えて、安全衛生管理のノウハウを企業内に確実に蓄積できるようにすることが必要である。

(b) 潜在的な危険性の除去又は低減

建設業は、発生した労働災害又は類似の労働災害の再発防止対策を徹底することにより効果を上げ、昨今は、多くの工事が無事故無災害で竣工を迎えている。

しかし、その工事において、危険性がまったく無く竣工を迎えたのかというとそうとはいい難く、多くの潜在的な危険性が内在したなかで工事が進められ、労働災害・事故という形で顕在化しなかったということではあるまい。

今後、労働災害・事故を減少するには、これまでの取組みに加え、企業規模の大小、元請工事業者・専門工事業者の別なく、あらゆる企業において、事前に、潜在的な危険性を除去又は低減する施策を計画的、継続的に講じることが何よりも増して重要になる。

(c) 安全衛生管理活動の取組みに対する適正な評価

建設業の安全衛生管理活動の評価は、主に、結果の評価であり、労働災害が有ったか無かったかで評価さ

* 建設業労働安全衛生マネジメントシステムは、英語の Construction Occupational Health and Safety Management System から頭文字をとり、COHSMS (コスモス) と略称している。

れ、労働災害発生は工事受注にも影響している。労働災害発生の有無の評価は、勿論、安全衛生管理をしっかりと行う意味において重要な評価であり、発生した労働災害については再び発生させないという決意と対策が必要である。

しかし、安全衛生管理活動に一生懸命取組んでいる企業でも、何もしていない企業でも、労働災害発生の有無のみでの評価では、安全衛生管理活動の評価としては十分ではない。

現に、安全衛生の成績の良い会社は、その良い水準を維持していくための取組みや努力に閉塞感を感じている。これも、安全衛生管理活動が、主に結果のみで評価されていることから生じていると考える。

安全衛生の良い水準を維持している企業は、さらに進んだ安全衛生管理活動に取組み安全衛生水準の向上を図ること、また、安全衛生の取組みが今一步の企業は、今後の安全衛生管理活動を積極的に押し進める方策が必要である。

今後、このような安全衛生管理活動を促進させ、かつ、安全衛生確保のためにさらなる投資を促す動機付けには、労働災害発生の有無のみの評価だけではなく、日頃の地道な安全衛生管理活動のプロセスを、公正に評価することが必要である。

また、安全衛生管理活動のプロセス評価は、企業が社会的な責任を果たし、企業の健全性、信頼性を得ることにつながる。

建災防は、この課題を解決する策として、厚生労働省が平成11年4月に労働安全衛生規則に基づいて公表した「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（以下、「国の指針」という）」に着目し、建設業の特性を踏まえた建設業専用のガイドラインである「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）ガイドライン」を平成11年11月に策定し、公表した。

（2）COHSMS ガイドラインの策定の経緯

COHSMS ガイドラインは、国の指針が全産業を対象としたものであることから、建設業の固有の特性である、

- ① 工事が有期であること、
 - ② 元請工事業者と専門工事業者が協力して工事を進めること、
 - ③ 店舗と作業所が一体となり工事管理が行われること、
- などを加味して、建設事業者が「労働安全衛生マネジメントシステム」の確立に向け、容易に取組めるよう

策定したものである。策定に当たっては、厚生労働省の指導を得ており、また、社団法人日本建設業団体連合会、社団法人全国建設業協会をはじめとする多くの建設業界団体の意見を取り入れている。

このような対応により、COHSMS ガイドラインは、国の指針とは同一の趣旨、一体的なものであり、かつ、建設業統一的なものといえるので、厚生労働省においては、平成11年11月に、COHSMS ガイドラインの普及促進を支援する通達を厚生労働省労働基準局安全衛生部長から都道府県労働局長に対し発信している。

（3）COHSMS ガイドラインの国内外の位置付け

（a）COHSMS ガイドラインの国際的な位置付けと ILO（国際労働機関）の対応

ILO（国際労働機関）は、平成13年6月に労働安全衛生マネジメントシステムの唯一の国際基準として「労働安全衛生マネジメントシステムに関するガイドライン（ILO OHS-2001）（以下、「ILO ガイドライン」という）」を策定、公表している。

ILO ガイドラインでは、図-1 のとおり、それぞれの国が労働安全衛生法令や安全衛生管理の状況等を踏まえ、国のガイドライン定めること、国のガイドラインを踏まえ、産業の特徴を活かし、規模を考慮し、業種別・規模別のガイドラインを定めることができるとしている。

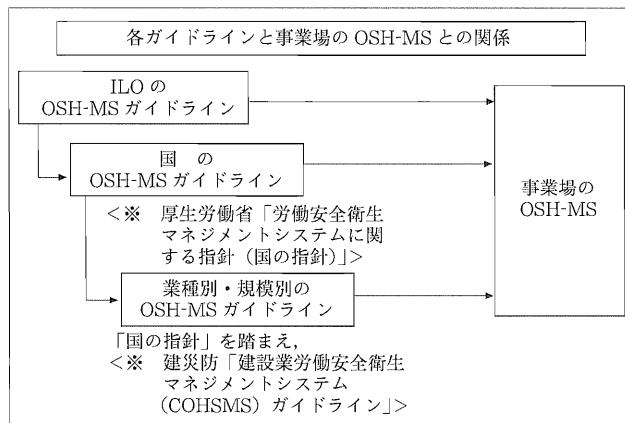


図-1 ILO ガイドラインにおける OHSMS 枠組み

COHSMS ガイドラインは、厚生労働省が定めた国の指針に基づいたもので、ILO ガイドラインでいう業種別ガイドラインに当たる。

ILOにおいては、COHSMS ガイドラインは国の指針に基づき策定されたものであり、ILO ガイドラインにおける業種別ガイドラインに位置付けられる良い例として、平成16年10月にCOHSMS ガイドラインを ILO ホームページにおいて紹介し、建災防のホー

ムページとリンクさせている。

(b) COHSMSへの厚生労働省の対応

厚生労働省は、上述のように、平成11年11月に同省労働基準局安全衛生部長からCOHSMSガイドラインを普及させるための支援通達を発信している。このほか、平成13年度から、地方労働行政運営方針において、建設業に対し、労働安全衛生マネジメントシステムの普及を図ることとし、COHSMSの導入を支援している。

特に、平成15年度からは、「専門工事業者安全管理活動等促進事業」の新たな展開として、専門工事業者に対し、自律的な安全衛生管理能力の向上を図るために、COHSMSの導入の支援事業を建災防に委託し、建災防は、その具体的な取組みを実施している。

また、平成15年3月に公表された厚生労働省「労働災害防止計画(5ヵ年計画)」では、業種等に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの導入を積極的に推進するとしている。

さらに、平成16年12月には、労働政策審議会の「今後の労働安全衛生対策について」の建議において、自主的取組の推進と普及促進のためのインセンティブ措置として、「事業者の自主的取組を促進するため、事業場における危険性・有害性の調査並びに安全衛生計画の策定及び当該計画の実施・評価・改善など現行の労働安全衛生マネジメントシステム指針を踏まえて定める措置を適切に行っており、安全衛生水準が高いと行政機関が認めた事業者に対しては、労働安全衛生法第88条に規定する機械等の設置、移転等に関する計画の届出に代えて設置報告とする等の促進策を講じること」が示され、現在、労働安全衛生法令の改正法案が検討されている。

(c) COHSMSへの国土交通省の対応

国土交通省は、平成15年度から「建設工事事故防止のための重点対策の実施について(国土交通省大臣官房技術調査課長通達)」において、「関係団体は、会員各社に対して「建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS:コスモス)を導入するよう働きかける。」とし、COHSMS導入を推薦している。

2. COHSMSガイドライン

COHSMSガイドラインは、前文、目的、適用等、用語と定義及びシステムを確立するために必要な28項目の基本的事項から構成している。その内容は、別途COHSMSガイドラインを参照されたい。

COHSMSガイドラインでは、特に、その目的が重

要であり、企業がCOHSMSによって何を得ようとするかを図-2のとおり定めている。これが、COHSMSガイドラインの本質である。

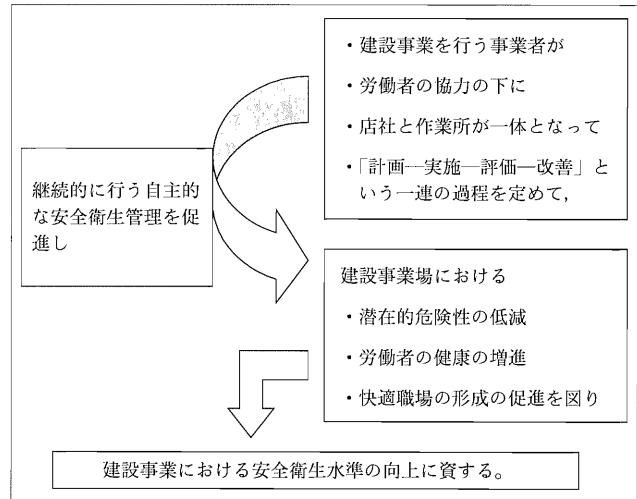


図-2 COHSMSガイドラインの目的

3. COHSMSガイドラインの特徴

COHSMSガイドラインの主な特徴を次に述べる。

(a) 建設事業者の自主的な取組みによるシステムの確立

COHSMSガイドラインによるシステムの確立は、建設事業を行う事業者が自らの意志において自主的に取組むものである。COHSMSガイドラインは、システムを確立し、実施及び運用する企業の自主性、独自性を尊重した自己完結型のシステムである。認証という制度はない。

(b) 店社と作業所を一体とした単位のシステムの確立

COHSMSガイドラインは、図-3のとおり、企業の店社と作業所を統合した単位を建設事業場と定義し、システムを確立する単位としている。

なお、事業本部制を有し、その事業本部が建設工事

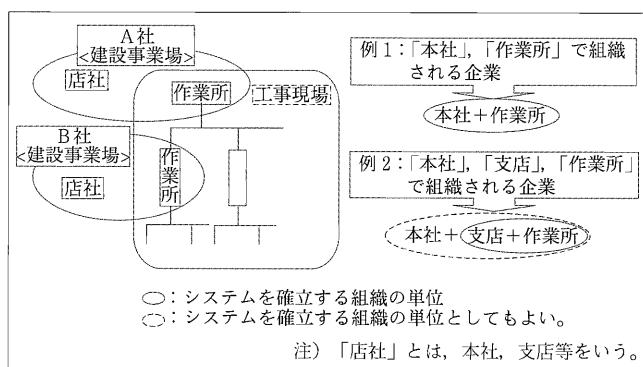


図-3 システムの構築単位

を行う作業所を管理している場合は、事業本部と作業所の関係でシステムを構築することをよい。

(c) 店社の役割と作業所の役割を明確化

COHSMS ガイドラインは、店社と作業所が一体となってシステムの実施、運用に取組めるよう、「店社に 17 項目のシステムを確立するための必要な基本的事項」、「作業所に 11 項目のシステムを確立するための必要な基本的事項」を定め、店社と作業所の役割を明確にしている。

(d) 店社と作業所の PDCA サイクル

COHSMS ガイドラインの PDCA サイクルは、図-4 のとおりである。継続して存在する店社がシステム全体の PDCA サイクルを回し、有期である作業所が、店社の定める手順に従って、作業所のシステムの PDCA サイクルを回すようになっている。この店社と作業所の PDCA サイクルは、店社と作業所が情報、ノウハウを共有し、活用・改善を図り、かつ、店社と作業所の共通認識のもとに、安全衛生管理活動を一体的に実施できるようにしている。

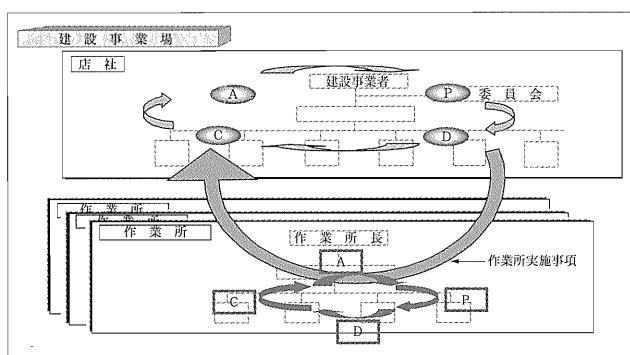


図-4 店社と作業所の PDCA サイクルの関係

(e) 労使が協力、協調しシステムの実施及び運用

COHSMS ガイドラインの店社において必要な基本的事項には、労働者の意見の反映、日常的な点検及び改善があり、システムにおける安全衛生管理活動を労働者（社員）と建設事業者が協力・協調し、機能させることを盛込んでいる。

また、作業所において必要な基本的事項には、労働者等の意見の反映があり、元請工事業者であれば関係請負人の意見をも反映することを盛込んでいる。

(f) 危険有害要因の特定とその除去又は低減策の特定

COHSMS の重要な柱の一つに、潜在的な危険有害要因の除去又は低減を図ることがある。COHSMS ガイドラインでは、工事に伴う危険有害要因の特定及び実施事項の特定の手順を定め、この手順によって、事前に危険有害要因及び実施事項を特定し、これを安全

衛生目標の設定、安全衛生計画の作成に活用することにしている。これは、潜在的な危険有害要因の除去又は低減を、安全衛生目標、安全衛生計画に基づいて、確実に実施していくこととするものである。

(g) 関係請負人の安全衛生管理能力等の評価

建設工事の多くは請負契約による元請工事業者と専門工事業者の協働による施工である。したがって、工事の安全衛生確保は、関係請負人の安全衛生管理能力等が重要な要件となる。

COHSMS ガイドラインでは、請負契約関係にある関係請負人の店社及び現場における安全衛生管理活動の能力、状況を評価し、その結果を関係請負人の育成や選定に役立てることを盛込んでいる。

(h) システム構築企業自らが行うシステム監査

システム監査は、システムを機能させる上で重要な役割を担っている。COHSMS ガイドラインは、システムを確立した建設事業者自らが、安全衛生計画の期間を考慮して定期的に自社システムを監査することを定めている。

COHSMS は、建設事業者が自主的にシステムを確立し、自らがシステムの監査（内部監査）を実施するという自己完結型システムである。この意味において、企業の適正なシステム監査の実施が重要になるし、自己完結型システムによるシステム監査では、システム上の不具合に対して、企業の判断で迅速な対応ができる。

4. COHSMS ガイドラインにおける危険有害要因の特定等の考え方

次に、COHSMS の重要な柱となる危険有害要因の特定等の考え方について述べる。

(1) 危険有害要因の特定等の基本となる考え方

建設工事は、

- ① 単品受注生産であること、
- ② 主に屋外での作業であること、
- ③ 工事の進捗とともに作業状態・使用機材が変化すること、

など、その特性から、製造業等の他の産業に比べて、労働災害につながるおそれのある潜在的な危険有害要因の除去、低減が難しく、多くの危険有害要因が内在した状態で工事が進められている。

今後、企業（店社と作業所）においては、この潜在的な危険有害要因を可能な限り事前に洗い出し明らかにし、これを除去する或いは、除去できなければ低減

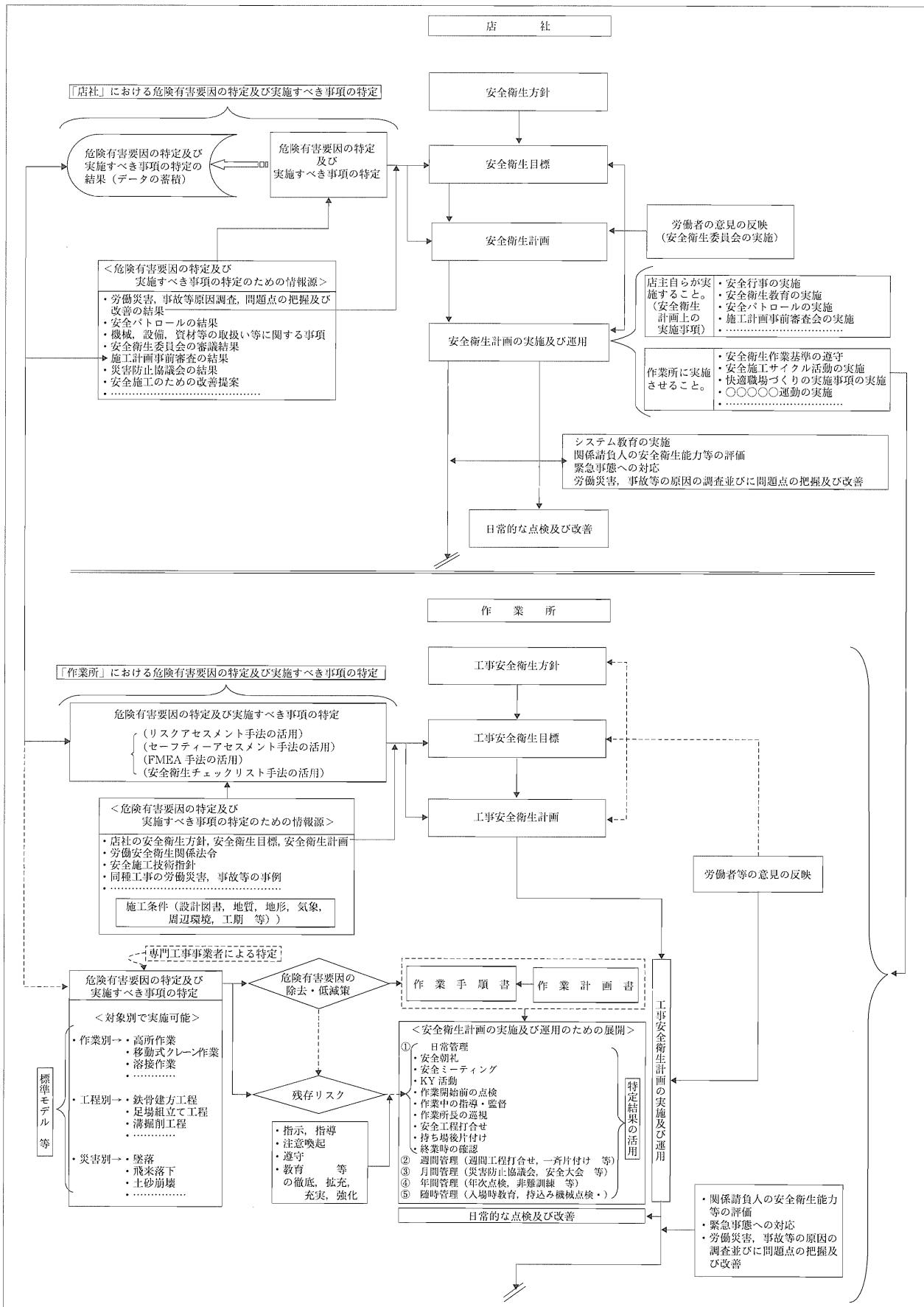


図-5 COHMS ガイドラインにおける危険有害要因の特定及び実施すべき事項の特定の位置付けフロー

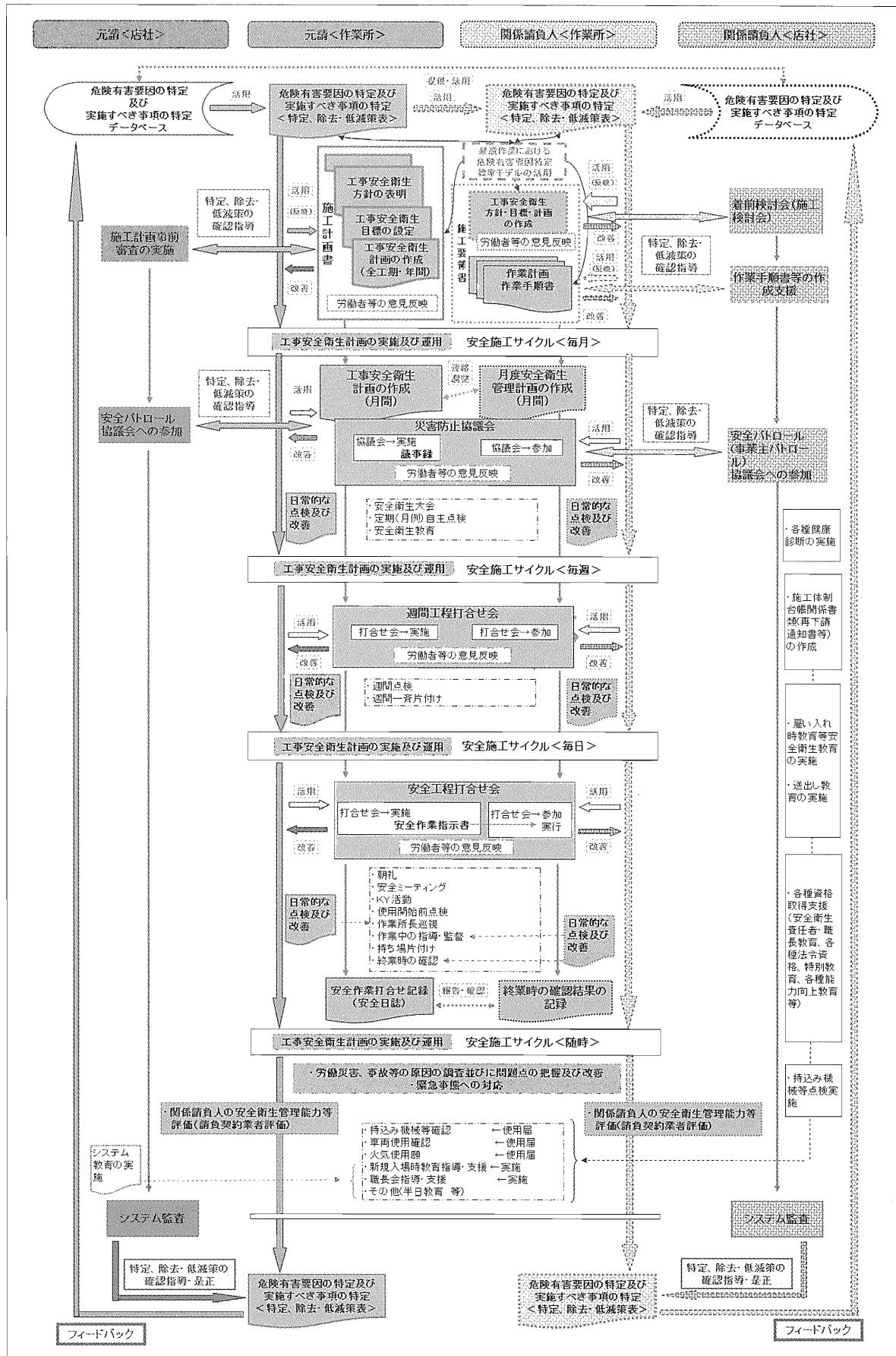


図-6 COHMS ガイドラインにおける作業所を中心においた「危険有害要因の特定及び実施すべき事項の特定」の基本的な展開フロー

するための対応策を決め、実施していくことが重要であり、労働災害防止につながる。潜在的な危険有害要因を可能な限り無くして工事を進めることは、より本質的な安全衛生状態を確保することになる。

COHSMS ガイドラインでは、

① 工事に伴う潜在的な危険有害要因を特定し（工事に伴う潜在的な危険有害要因を事前に洗い出し明らかにすること）、

② 特定した危険有害要因を除去又は低減するための実施事項を特定し（事前に洗い出し明らかにした危険有害要因を「除去する対応策、除去できなければ低減する対応策」を決めるここと）、

さらに、特定結果を踏まえ、安全衛生目標を設定し、安全衛生計画を作成し、実施及び運用していくことを定めている。

COHSMS ガイドラインの危険有害要因の特定等の項は、この特定の手順を定め、この手順に基づき実施していくことを定めている。

また、建設機械等を適正に取扱うことへの対応として、店社は、危険有害要因の特定等に資するよう、建設機械等の取扱いに関する書面等を入手し、その危険有害要因に対応する必要な事項を工事に関係する労働者（社員）及び関係請負人に周知することを、手順を定め、この手順に基づき実施することを定めている。

作業所は、定められた手順により、工事に使用する建設機械等の搬入又は持込みについて、これらに関する事項を記した書面を入手し、及び確認し、必要な事項を工事に関係する労働者（社員）及び関係請負人に周知することを定めている。

（2）店社及び作業所における危険有害要因の特定等の実施

システムでは、企業の店社と作業所のそれぞれの役割に沿って、確実に、効率・効果的に、危険有害要因の特定等を行える手順を定め、この手順に基づき特定等を実施することが重要になる。

企業における危険有害要因の特定等は、店社と作業所が、様々な情報源を活用して、それぞれに実施する。

店社は、企業全体として工事における安全衛生を確保するため、作業所は、施工する工事の特性（施工条件）を考慮に入れながら、その施工する工事の安全衛生を確保するために危険有害要因の特定等を実施する。特定等において、労働安全衛生法令等の安全衛生措置事項を特定し、順守することはいうまでもなく必要であることである。

COHSMS ガイドラインにおける店社と作業所の危

険有害要因の特定等の位置付けを、図-5 に示す。

また、COHSMS ガイドラインにおける作業所を中心においた危険有害要因の特定等の基本的な展開例を、図-6 に示す。

5. COHSMS ガイドラインによるシステムの構築

COHSMS ガイドラインによるシステムの構築には、まず、経営者、管理者が、COHSMS ガイドラインの内容を理解することである。

その理解した内容をもとに、システムの構築単位を、どのようにするかをあらかじめ決めておくことが必要である（図-3）。

システムの構築の流れを、図-7 に示す。

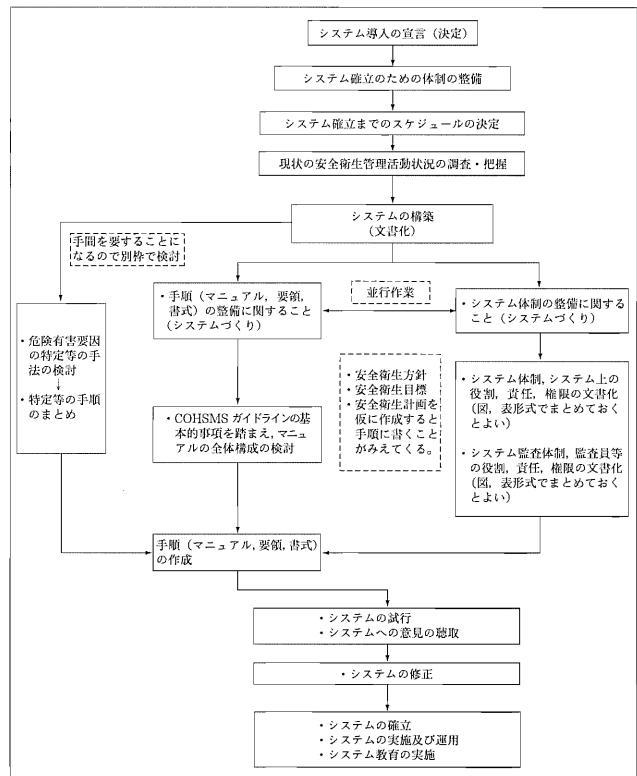


図-7 システムの構築の流れ

（1）システム導入の宣言（決定）

建設事業者は、建設事業場の安全衛生水準の向上のため、建設事業場にシステムの導入が必要であるとの強い意思のもと、また、労働者（社員）は、自らが働く建設事業場をより安全に、健康に、快適に働くことができるようにするため、システムの導入が必要であるとの理解のもと、建設事業者が最終的な判断をしてシステムの導入を決定し、労働者（社員）に対してシ

ステム導入を宣言する。

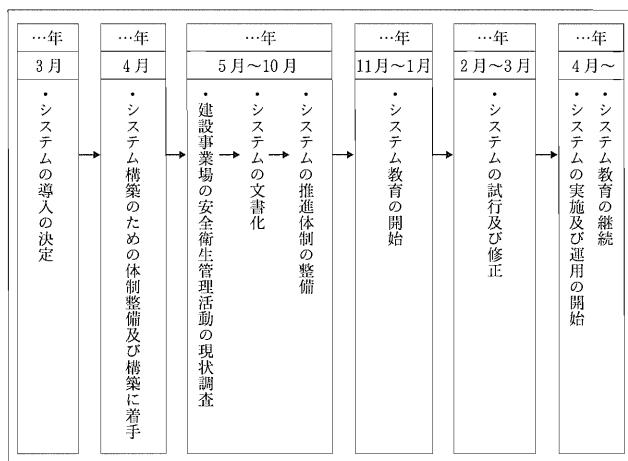
(2) システム確立のための体制の整備

建設事業者は、システム構築担当者を指名し、必要な予算を確保する。また、システムの構築に協力が得られる社内体制を整える。

建設事業者は、システム構築担当者にシステム構築に必要な知識を付与する各種研修会への参加、或いは、COHSMS 関係情報の収集の機会を与える。

(3) システム確立までのスケジュールの決定

システム構築担当者は、図-8 のようなシステムを確立するまでのスケジュールを定め、建設事業者の承認を得て、社内に周知する。



スケジュールでは、特に、建設事業場（店舗+作業所）の安全衛生管理活動の現状調査期間の確保、構築したシステムの試行期間の確保に配慮する。

システム構築の経過は、安全衛生委員会等において定期的に報告し、システム構築上の必要な意見をシステムに活かしていくことが、システム内容を充実することになる。

(4) 現状の安全衛生管理活動状況の調査・把握

システム構築には、安全衛生管理活動の現状を調査し把握することが必要である。COHSMS ガイドラインによるシステムの構築は、新しいシステムを構築するという考えではなく、これまで企業が培った安全衛生管理活動の知恵や工夫、手法・書式等を、組織的、体系的にまとめ上げ、実施できることにすることができる。

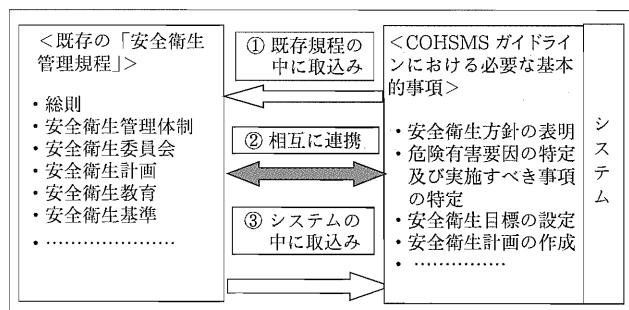
現状の調査で把握したことは、システムを構築しながら、COHSMS ガイドラインの基本的事項との関係

をみて、

- ① 既存のままで対応できる事項は、なにか
 - ② 組直す事項は、なにか
 - ③ 現状にはないので補う事項は、なにか
- などを見定めていくことが必要になる。

現状調査から、企業によっては、安全衛生管理活動を遂行するための安全衛生管理規程（名称は、安全衛生規程、安全衛生管理規定、など企業によって様々）が定められている場合がある。同規程は、企業において高い位置付けにある決まりである。システム構築担当者は、システムを構築するに当たって、同規程をどのように扱うかについて、建設事業者へ説明する責任がある。

システム構築に伴う安全衛生管理規程の扱い方として、次に三つの例を示す（図-9）。システム構築担当者は、この例示を踏まえ検討し、同規程の扱い方（案）を安全衛生委員会で審議し、その結果を建設事業者に説明し了承を得ることが必要である。



- ① 既存の安全衛生管理規程の中に、COHSMS ガイドラインで必要とする基本的事項のうち、不足している事項を取り込むシステムとする。
- ② 既存の安全衛生管理規程は、システムの上位規程に位置付け、同規程を踏まえ、安全衛生管理活動を運用するためのシステムを構築する（この場合は、既存の「安全衛生管理規程」とシステムとの間に齟齬がないようにする）。
- ③ COHSMS ガイドラインで必要とする基本的事項に沿ってシステムを構築し、既存の「安全衛生管理規程」の内容は、構築するシステムの中に入れて取込む（この場合は、既存の「安全衛生管理規程」の廃棄を検討することになる）。

(5) システムの構築（文書化）

システム文書の構成、内容の分け方は、あらかじめ青写真を描いたうえでシステムの構築を進めるとよい。

システム文書の構成としては、

例1：マニュアル+要領+書式、

例2：マニュアル+書式、

例3：マニュアル+必要なものだけ要領を作成+書式、

などがある（マニュアルは規程、規約などという名称でもよい）。

システム文書の内容の分け方としては、

例1：店社と作業所の関係で、システム文書全体を店社編、作業編に分ける方法、

例2：項目ごとに店社と作業所の内容を併せてまとめる方法、

などがある。

システムの構築で大切な考え方には、次のことがある。

- ① 今を活かしこれまでの安全衛生管理活動を後戻りさせないシステムにする。
- ② 先手管理のシステムにする。
- ③ マニュアル、要領の内容は、安全担当部だけにその役割が集中することのないようにする。現業部（施工ライン部門）のシステム上の役割を定め、連携を図る。
- ④ 改善提案や創意工夫に関する意見が現場、社員から聴けるシステムにする。
- ⑤ 安全衛生委員会等を活用する。

また、システムの構築では文書表現上、次のことに留意する。

- ① システムに関係する者が理解できる、わかる文書にする。
- ② 手順は、5W1Hに対し、抜けのないようにする。
- ③ マニュアル（規程、規約）の項目間、各要領間、マニュアルと要領間の相互の関連性を確保する。

（6）システムの実施及び運用

システムを構築した後は、システムを試行してみることが必要である。試行中は、システムに関する説明、意見交換会を行い、様々な意見を真摯に受け止め、その内容を踏まえシステムの修正を行う。

修正後は、建設事業者がシステム文書を最終確認し、承認することで、システムを確立したことになる。

システムの導入後は、管理者、社員に対し、システム教育を継続的に実施し、システムの理解を深めさせる。システム教育においては、システムのもつ目的・意義をしっかりと教育することで、システムに取組む意欲につながる。

6. COHSMS 導入の効用

COHSMS ガイドラインの目的に通じる効用として、三つのことを述べる。

（1）確実的かつ効率的な安全衛生管理活動の実施

COHSMS の導入は、企業の安全衛生管理活動を企業の生産組織にシステムとして組み込むことになり、組織的、体系的にシステムを機能させることになる。

最近の厳しい建設事業環境の中においても、システムにより安全衛生管理活動が確実的に、効率的に実施できるようになる。

（2）安全衛生管理のノウハウの確実な継承と安全衛生水準の向上

企業は、COHSMS を確立することにより、店社と作業所の相互の情報伝達が円滑となり、その結果、「P-D-C-A」のサイクルの過程で得られた安全衛生管理のノウハウ、情報を店社に蓄積・継承できる。このノウハウ、情報は、新たに設置される作業所に伝達でき、当該作業所の安全衛生管理活動に反映できる。

こうして、店社と作業所が一体となり、安全衛生管理活動を連続的、継続的に実施でき、安全衛生水準の向上に結びつく。

（3）企業の安全衛生管理活動のプロセス評価

COHSMS を導入し、システムを実施、運用する企業は、安全衛生管理活動への日頃の取組みをプロセス評価することが可能になり、社会的に企業の信頼性、健全性を高めることになる。また、そのシステムについて外部からの評価を取り入れることにより、企業の日頃の安全衛生管理活動をさらに機能させるというシステムの高度化、システムの精度向上に役立つ。

7. まとめ

COHSMS について様々なことを述べたが、5点を指摘し、まとめとする。

① COHSMS を導入する本質は、「潜在的な危険性の除去低減、労働者の健康の増進、快適職場の形成の促進をもって、建設事業場の安全衛生水準の向上に資する」という目的の達成にある。この本質を見据えたシステム導入が必要である。

② 工事における安全衛生の確保は、そのすべてを法令によって律することはできない。安全衛生管

理活動の継続性は、企業の自主、自律的なシステムへの取組みが何よりも増して必要である。

③ COHSMS は、組織的、体系的なシステムを確立し実施運用するものであり、工事に係わるすべての者が協働して取組むことが必要である。協働の要は、管理者である、管理者の行為行動の総和は経営管理（マネジメント）に結実する。COHSMS には、管理者、特に、施工管理に携わるライン管理者が積極的に加わったシステムの確立と実施運用が不可欠である。

④ COHSMS を導入する企業は、危険有害要因を無くそうとする人間の知恵と工夫を現場の声として吸上げ、反映できるようなシステムづくりが必要である。

⑤ COHSMS の導入は、マンパワー、予算をかけた取組みとなる。導入したシステムは、機能してこそ価値がある。しっかりととしたシステムの実施及び運用を期待する。そして、その実施及び運用

状況を監査（評価）するということを、企業においてきっちり、真剣に行っていくことが必要である。

建設業労働災害防止協会は、COHSMS の普及促進を図るため、COHSMS に関する講演・構築などの支援サービス、システムを実施、運用している企業を評価する評価サービスを実施し、企業がシステムへ取組む様々な段階でのご要望に対応できるよう努めている。COHSMS トータルサービスセンターの活用をお願いする。

JCMA

[筆者紹介]

山崎 弘志（やまさき ひろし）

建設業労働災害防止協会

COHSMS トータルサービスセンター

副所長



移動式クレーン Planning 百科

社団法人日本建設機械化協会機械部会建築生産機械技術委員会移動式クレーン分科会（石倉武久分科会長）では、約2年間の編集作業を終え標記の図書を刊行しました。

本書は、

- ・建築工事計画担当者、
- ・工事担当者、
- ・作業実施担当者、

にとって、短期間に移動式クレーン作業の要点を習得するのに最適な書物です。担当する建築工事に適合する移動式クレーンをより迅速に、より効果に選定・運用する際に大いにご利用下さい。

A4判 159頁 定価2,000円（消費税別） 送料400円

社団法人 日本建設機械化協会

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8（機械振興会館） Tel.03(3433)1501 Fax.03(3432)0289